

(別紙様式4)

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 兵庫県老人福祉計画(第9期介護保険事業支援計画)
意見募集期間 : 令和6年2月5日～令和6年2月26日
意見等の提出件数 : 9件(5人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
第2部 第1章 地域包括ケアシ ステムの更なる 深化・推進	介護に必要なマンパワーは増大する一方で労働人口が減少しているため、人件費のさらなる高騰を招く恐れがある。	1	【既に盛り込み済】(本文92ページ) 後期高齢者人口の増加に伴い、介護サービス需要が増大する一方で生産年齢人口が大幅に減少する局面にあるため、外国人介護人材の受入等、多様な人材の参入促進による介護人材の確保や介護現場の生産性の向上等に取り組んでいきます。
第2部 第1章 I 第1節 介護 サービスの基盤 整備	【本文27ページ、29ページ】 訪問入浴介護は、事業所数が減少傾向にあり、他のサービス事業所と比較して非常に少ないため、計画本文に採算性の改善等について追記してはいかかか。	1	【今後の取組みの参考】 訪問入浴介護は、他のサービスと比べて事業所数は少ないものの、県内の人口あたりの事業所数については、概ね全国並の水準となっています。 また、報酬については、利用者の要介護度や利用時間にかかわらず、一回あたりの単価として算定されていますが、この度の報酬改定において、通常に比べて多くの時間を要し、他職種との連携が必要となる看取り期の利用者へのサービス提供に関して、新たな加算が設けられました。 今後も引き続き、国の動向を注視していきます。
第2部 第1章 II 第6節 高齢 者の権利擁護の 推進	【本文56ページ】 計画本文に、様々な事案を支援するためには利用者家族の協力・理解が不可欠であること、また、後見人の力量に差が生じている場合、後見人の監督も必要であることを追記してはいかかか。	1	【既に盛り込み済】(本文57ページ) 成年後見制度の利用に関する広報、利用者家族を含めた住民の方からの相談、後見人の支援については、権利擁護支援センターや地域連携ネットワークの中核機関の設置が有効であり、市町の取組を推進しているところ。 また、本人の状況によって成年後見人等の交代が実現していない、制度の利用中止ができない等の課題については、令和6年2月に法制審議会に諮問されているところであり、県としても今後の動向を注視していきます。
第2部 第1章 III 第1節 医療 との連携強化	医療と介護連携推進を目的としたICT共通システム導入助成の拡充を検討されたい。その際は、医療分野においても協調して取組みを進められたい。	1	【今後の取組みの参考】 介護・診療データの連携については、厚生労働省の「健康・医療・介護情報利活用検討会」において、様々な観点(期待される効果、個人情報保護、情報セキュリティ、技術的課題、共有内容・対象等)から議論されています。 県としてはこの議論の動向も踏まえつつ、医療・介護情報の連携について推進していきます。

<p>第2部 第1章 Ⅲ 第1節 医療との連携強化</p>	<p>【本文64ページ】 後期高齢者人口の増加に伴い、終末期看取り体制の整備が急務である。終末期に対する明確な具体的指針の明記を希望する。</p>	<p>1</p>	<p>【既に盛り込み済】（本文61ページ） 施策の方向として、住み慣れた地域で生活しながら、患者・家族の意思が尊重され、在宅での終末期ケアや看取りが可能となるよう、医療と介護が一体となった在宅医療提供体制の充実を図りますと記載しています。 引き続き、終末期ケアを含む在宅医療を推進していきます。</p>
<p>第2部 第1章 Ⅲ 第1節 医療との連携強化</p>	<p>【本文65ページ】 計画本文に、地区医師会でのICTを活用した患者情報共有に関する取組みを支援する旨を追記してはいかがか。</p>	<p>1</p>	<p>【ご意見を反映】（本文65ページ） ご意見を踏まえ、地区医師会でのICTを活用した患者情報共有に関する取組みを支援する旨を本文65ページに追記しました。</p>
<p>第2部 第1章 Ⅳ 第2節 認知症医療体制の充実</p>	<p>認知症サポート医の充足状態は地域によってバラツキがあり、充足している地域でも活動の場が少ないという課題がある。 また、認知症サポート医となっても、ステップアップ研修の機会が少ないため、これでは認知症対応力向上には程遠いのではと考える。</p>	<p>1</p>	<p>【ご意見を反映】（本文75ページ） ご意見を踏まえ、認知症サポート医を含む研修を受講した各専門職が、地域包括ケアシステムの中で活動の場が増えるよう、圏域ごとの認知症サポート医の連携体制強化や、研修受講後のステップアップ研修に取り組む旨について、本文75ページに追記しました。 また、認知症サポート医の養成は、地域の実態を鑑みた人員の確保が行える様、募集内容を検討していきます。</p>
<p>第2部 第1章 Ⅳ 第3節 認知症地域支援ネットワークの強化</p>	<p>【本文76ページ】 新たな認知症対策としてチームオレンジの設置を目標としているが、従前より認知症対策に取り組んでいたにも関わらず設置済みとされていない市町がある。</p>	<p>1</p>	<p>【今後の取組みの参考】 チームオレンジは、認知症の人の社会参加を促進する取組を指します。 県では、市町に対して、チームオレンジを設置するために新たな事業を立ち上げる必要はなく、これまで積み上げてきた既存の事業を活かして、取組みを進めていただきたいと説明しているところです。 今後も、自治体ごとに具体的な取組が推進できる様、支援していきます。</p>
<p>第2部 第2章 第1節 介護人材の数等の推計</p>	<p>【本文91ページ】 計画本文に、賃金の上昇に伴う年収増加による勤務時間の減少により、介護人員不足に拍車がかかる事態となっている旨を追記してはいかがか。</p>	<p>1</p>	<p>【今後の取組みの参考】 短時間労働者の「年収の壁」は介護に限るものではなく、厚生労働省が令和5年10月から当面の対応として、手取りが減らないよう、手当の支給や賃上げを行う企業に対し助成する施策を実施しています。 今後は制度の抜本的な見直しについても検討する方針としており、今後の国の検討状況を注視していきます。</p>